平成２３年（フ）第１６３号
長崎県長崎市滑石３丁目25番21号　川口ビル301、旧住所長崎県長崎市鳴見町332番地13
債務者　山﨑由香吏
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地H棟101号
債務者　田村　隆虎
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
長崎県長崎市畝刈町1613番地67　メゾン畝刈102
債務者　内海　治義
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
長崎県長崎市錦２丁目17番20号
債務者　尾崎　直哉
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２００号
長崎県長崎市鳴滝３丁目１番７号　ピュアハイツ101号
債務者　濱﨑　麻衣
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
長崎県長崎市葉山２丁目37番５号　坂本アパート２階、旧住所長崎県長崎市赤迫３丁目13番19―107号
債務者　髙木のり子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
長崎県長崎市畝刈町1613番地144
債務者　島田　房江
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
長崎県長崎市出雲１丁目３番24号
債務者　生田　勇気
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８４号
札幌市東区本町１条５丁目６番11号　ホワイトパーチ101号
債務者　竹内　春夫
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３０号
札幌市南区南沢２条４丁目３番14号、申立時の住所札幌市南区南沢１条１丁目４番22号
債務者　加藤　廣利
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８１号
北海道石狩市八幡４丁目164番地８
債務者　舩木　一春
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３６号
札幌市南区川沿16条２丁目６番15号　ハイツ川沿201号
債務者　大坪　聖美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１２号
札幌市白石区本郷通13丁目南１番７―302号
債務者　河原田美紀
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２８号
札幌市東区北17条東３丁目１番３号　みやびハイム11号
債務者　下田　　満
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５７号
札幌市手稲区前田７条12丁目３番８―204号
債務者　山崎千栄子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９１号
北海道石狩市花川南７条２丁目169番地
債務者　小林　清孝
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３７号
札幌市東区本町２条１丁目１番24号　川村ハウス８号
債務者　能登　幸二
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部